

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月30日は45万6,000円、16年8月17日は36万円、同年12月28日は45万円、17年8月10日は36万円、18年8月10日は36万円、19年8月10日は38万円、20年8月12日は38万円、21年8月12日は37万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成16年8月17日
③ 平成16年12月28日
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成19年8月10日
⑦ 平成20年8月12日
⑧ 平成21年8月12日

A社から支給された申立期間に係る賞与から、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、当該期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与に係る給与明細一覧表から、申立人は、申立期間におい

て、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、平成 15 年 6 月 30 日は 45 万 6,000 円、16 年 8 月 17 日は 36 万円、同年 12 月 28 日は 45 万円、17 年 8 月 10 日は 36 万円、18 年 8 月 10 日は 36 万円、19 年 8 月 10 日は 38 万円、20 年 8 月 12 日は 38 万円、21 年 8 月 12 日は 37 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 11 月 10 日及び 24 年 3 月 12 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月30日は50万円、16年8月17日は40万円、同年12月28日は50万円、17年8月10日は40万円、18年8月10日は40万円、19年8月10日は40万円、20年8月12日は40万円、21年8月12日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月30日
② 平成16年8月17日
③ 平成16年12月28日
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成19年8月10日
⑦ 平成20年8月12日
⑧ 平成21年8月12日

A社から支給された申立期間に係る賞与から、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、当該期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与に係る給与明細一覧表から、申立人は、申立期間におい

て、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、平成 15 年 6 月 30 日は 50 万円、16 年 8 月 17 日は 40 万円、同年 12 月 28 日は 50 万円、17 年 8 月 10 日は 40 万円、18 年 8 月 10 日は 40 万円、19 年 8 月 10 日は 40 万円、20 年 8 月 12 日は 40 万円、21 年 8 月 12 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 11 月 10 日及び 24 年 3 月 12 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月までの期間、同年 7 月及び同年 9 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 2 年 7 月
③ 平成 2 年 9 月から 3 年 3 月まで

昭和 63 年 8 月末に、勤めていた会社を退職し、国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は全て妻が行っており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の妻は、申立人が昭和 63 年 8 月末に会社を退職した後の同年 10 月頃に、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、A 町の国民年金保険料納付記録台帳の記載から、国民年金被保険者資格の取得届は、平成 3 年 6 月 15 日に届け出られていることが確認でき、当該届出時点では、申立期間①のうち、昭和 63 年 9 月から平成元年 4 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①のうち、平成元年 5 月から 2 年 3 月までの期間は、申立人が所持する国民年金保険料現金領収書により、4 年 5 月 29 日に当該期間直後の 2 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料が納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

2 申立期間②及び③については、オンライン記録によると、申立人が既に厚生年金保険に加入していた平成 4 年 7 月 20 日に、申立人に対して国民年金

保険料の過年度納付書が作成されたことが確認できることから、申立期間②及び③に保険料の未納期間があったため、当該納付書が作成されたものと推測されるが、保険料を納付していたとする申立人の妻は、過年度納付についての記憶が定かではない。

また、申立人が平成4年3月20日に厚生年金保険の被保険者となったことにより、同年9月8日付けで、同年3月の国民年金保険料が過誤納とされ、未納期間のうち、2年8月の保険料に充当されていることが確認できるものの、当該過誤納が発生した時点では、申立期間②の保険料には、時効のため、充当することができなかったものと推測される。

- 3 申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から14年1月まで

私は、A社を退職した直後に、B市役所において、私の妻と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して平成13年末までに納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した直後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して平成13年末までに納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立人に対しては、平成14年2月20日付けで、未加入期間国民年金適用勸奨状が作成されたことが確認できることから、当該時点まで加入手続が行われていなかったものと推認される上、B市は、「当市の年金端末によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の届けを、平成14年4月4日に受け付けていることが確認できる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が既に厚生年金保険に加入していた平成16年1月9日に、申立人に対する国民年金保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、申立期間に保険料の未納期間があったため、当該納付書が作成されたものと推測される。

さらに、B市には、申立人に係る平成13年分の確定申告書が保管されており、当該確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人のA社における標準報酬月額から算出される社会保険料額（健康保険料額、介護保険料額及び厚生年金保険料額の合計額）と一致して

おり、B市が保管する申立人に係る14年分及び15年分の給与支払報告書並びにC税務署が保管する申立人に係る16年分の確定申告書からも申立人が納付したとする国民年金保険料額に該当する金額の記載は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年8月から14年1月まで

私は、A社を退職した直後に、B市役所において、私の夫と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して平成13年末までに納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した直後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して平成13年末までに納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立人に対しては、平成14年2月20日付けで、未加入期間国民年金適用勸奨状が作成されたことが確認できることから、当該時点まで加入手続が行われていなかったものと推認される上、B市は、「当市の年金端末によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の届けを、平成14年4月4日に受け付けていることが確認できる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が既に厚生年金保険に加入していた平成16年1月9日に、申立人に対する国民年金保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、申立期間に保険料の未納期間があったため、当該納付書が作成されたものと推測される。

さらに、B市には、申立人に係る平成13年分の確定申告書が保管されており、当該確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人のA社における標準報酬月額から算出される社会保険料額（健康保険料額、介護保険料額及び厚生年金保険料額の合計額）とおおむね

一致しており、B市が保管する申立人に係る14年分及び15年分の給与支払報告書からも申立人が納付したとする国民年金保険料額に該当する金額の記載は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2596 (事案 1660 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から9年9月までの期間及び10年10月から11年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から9年9月まで
② 平成10年10月から11年8月まで

申立期間当時は、収入時期にまとめて1年分の国民年金保険料を納めていたことから、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知があり、当該通知に納得できない。

今回、元妻及び自宅近くに住んでいる友人から新たな供述を得られたため、再度申立てをするので、申立内容を再調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①は、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の期間であることが確認できるが、申立人は、国民年金に再加入手続をしたか否かの記憶が明確でないと供述している上、当該期間直後の平成9年10月から10年9月までの国民年金保険料が11年11月16日に過年度納付されていることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられること、ii) 申立期間②は、オンライン記録によると、申立人は当該期間直後の11年9月から12年3月までの期間の国民年金保険料の免除申請を11年10月29日に行っていることが確認でき、申立人も当時、経済的な理由により国民年金保険料の免除を申請したことを記憶していることを踏まえると、申立人が当該免除申請を行った翌月の同年11月において制度上国民年金保険料を納付することが可能であった期間のうち、申立人が経済的に納付す

ることができた9年10月から10年9月までの国民年金保険料を過年度納付したと考えるのが自然であること、iii) 申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとする知人は、「申立人から15万円から16万円ぐらいの国民年金保険料の領収書を見せてもらった記憶がある。」と供述しているものの、同保険料の納付時期及び納付場所についての具体的な供述は得られないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月29日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることを示す新たな情報として、申立期間中に婚姻関係にあった元妻及び自宅近くに住んでいる友人からの証言を得られたため、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしいとして再申立てを行っているが、当該二人に再度聴取したものの、その供述からは、申立人に係る年金記録の訂正につながる新たな事情が得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

平成 21 年度の「ねんきん定期便」の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた際の標準報酬月額が、実際の給与支給総額より大幅に低かったため、年金事務所に照会したところ、当該事業所の平成 18 年及び 19 年の標準報酬月額算定基礎届の届出内容に誤りがあったとの回答を得た。申立期間の標準報酬月額の算定基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間、及び 19 年 4 月から同年 6 月までの期間に入院したため、誤った標準報酬月額が決定されたのではないかと。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までは 12 万 6,000 円、同年 9 月から 20 年 8 月までは 18 万円と記録されていたところ、A社は、18 年 9 月及び 19 年 9 月の定時決定に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、年金事務所に対し訂正の届出を行っており、23 年 10 月 7 日付けで、当該期間の標準報酬月額が 20 万円に訂正されている。しかしながら、当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書兼源泉徴収簿及びA社が提出した賃金台帳によると、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額（平成18年9月から19年8月までは12万6,000円、同年9月から20年8月までは18万円）と一致していることが確認できること、及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 10 日から 49 年 1 月 1 日まで
昭和 48 年 9 月 10 日から A 社 B 支店に C 職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が 49 年 1 月 1 日からしか確認できない。

雇用保険の被保険者記録は昭和 48 年 9 月 10 日から確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険の被保険者記録から、申立人が A 社 B 支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時、厚生年金保険への加入手続等は支店ごとに行っていた。B 支店に残っている当時の資料は雇用保険台帳だけであり、厚生年金保険の取扱いについての詳細は分からない。支店採用の場合、C 職であっても採用から一定期間経過した後、厚生年金保険に加入させていたようである。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、B 支店では、従業員は長期の臨時採用として入社し、勤務状態が良ければ、本採用の試験を受けて正社員となっていたが、正社員になるには 6 か月から長い場合は 4 年くらいになることもあった。私も C 職で入社し、本採用までの約 6 か月間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、前述の被保険者原票に記載された健康保険の整理番号において、申立人の前後 22 人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる 16 人の同僚については、そのうちの 13 人が雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険

の被保険者資格取得日の記録が一致していないことが確認できることから判断すると、申立期間当時、事業主は、従業員全員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和 46 年 4 月 1 日に入社してから 47 年 8 月 1 日に転職するまで、1 日の空白期間も無く勤務していたことは事実であり、同年 7 月分の厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 47 年 8 月 1 日に転職するまで 1 日の空白期間も無く勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、同社における離職日は昭和 47 年 7 月 29 日となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、B 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに企業年金連合会が提出した「A 社厚生年金基金加入員台帳」及び「中脱記録照会（回答）」によると、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和 47 年 7 月 31 日となっており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が提出した昭和 47 年 7 月 22 日付けの給与支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、B 社は、厚生年金保険料の控除は、翌月控除であるため、当該給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料は同年 6 月分である旨回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 6 日から 47 年 10 月 6 日まで

昭和 41 年 6 月に A 社 B 事業所から同社 C 事業所へ転勤した。申立期間は、D 県に新工場が設立された時期であり、残業も多く、給与額は徐々に上がっていたはずである。当時の給与明細書は保管しておらず金額は分からないが、報酬額が下がっていることに納得できないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「給与額は徐々に上がっていたはずであり、報酬額が下がっているのはおかしい。」と主張しているものの、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、当時の報酬月額については不明である旨供述している上、A 社においても、賃金台帳等は保管されていないため、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A 社 C 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人が当該事業所に異動となった昭和 41 年 6 月 6 日前後の同年 5 月 21 日から同年 6 月 30 日までの期間に厚生年金保険被保険者の記録が確認できる複数の同僚については、申立人の主張どおり、標準報酬月額が上がっている記録が多数の同僚に確認できる一方、申立人と同じように標準報酬月額が下がっている記録も数名の同僚に確認でき、A 社は、申立期間について記録どおりの届出を行っていた旨回答している。

さらに、E 企業年金基金（基金を代行返上する前は、E 厚生年金基金）から提出された、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳に記載されている標準報酬月額は、A 社が E 厚生年金基金に加盟した昭和 43 年 4 月 1 日以降について、

申立人の被保険者原票に記載された標準報酬月額及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。